# 第5議題「インフォーマル経済からフォーマル経済への移行」

本議題については、前回の第103回ILO総会において、第一次討議が行われて おり、今回の第104回総会において第二次討議が行われる予定である。今回の総会 の討議は勧告としての採択を目指すものとなる。

本議題に関しては、以下の3つの報告書が提出されている。

Report V (1) は、第一次討議の結果を基礎とし、昨年の報告書に添付された各国への質問状の結果も踏まえた上で、国際労働事務局において勧告の提案を作成し、各国に送付したものである。第一次討議はインフォーマル経済の複雑さ、状況や見方の多様さを浮き彫りにした。本報告書はこのような討議の結果を反映させるとともに、表題や段落分けの見直し、雇用の創出の項目における文の追加などを行った。また、本報告書には、各国に対して、自国の最も代表的な労使団体と協議した上で、この提案に対し修正案や意見がないかを問う質問状が添付されている。

Report V (2A) は、上記 Report V (1) に付された質問状に対する各国政府、 労使団体の回答に基づいて作成され、これらの意見の要点をまとめたものである。本 報告書は二部構成となっており、第一部は総論に関する意見、第二部は勧告提案の特 定部分に関する意見となっている。回答した全ての政府及び大半の労使団体は国際労 働事務局により提案された案を歓迎し、満足を示している。

Report V (2B) は、上記 Report V (2A) の修正案や意見等を参考にして、国際 労働事務局において、Report V (1) を修正したものである。この Report V (2B) が現段階における最新の報告書であり、勧告としての採択を目指す今回の総会における第二次討議の議論の基礎となることが予定されているものであるため、以下において本報告書の骨子を紹介する。

本報告書は、前文に加え、(1)目的及び適用範囲、(2)指針となる原則、(3)法的・政策的枠組み、(4)雇用政策、(5)権利及び社会的保護、(6)奨励策、法令遵守及び執行、(7)結社の自由、社会対話及び労使団体の役割、(8)情報収集及び確認、(9)履行の9つのパートから成り立っている。各パートの概要は以下のとおりである。

## 前文

インフォーマル経済は、労働者のあらゆる権利保護にとって大きな障害となるものであり、ディーセント・ワークの実現を阻害している。また、インフォーマル経済は、法や規制逃れの温床となり、低収入や低生産性によって特徴付けられ、社会的に弱い立場の人々がその犠牲となっている。

人々がこのインフォーマル経済に入り込んでしまう原因は、偶然ではなく、フォーマル経済に入るための機会や他に生計を立てる手段がないことによる。

インフォーマル経済からフォーマル経済への移行は、すべての人にディーセント・ワークを推進することを目標とし、包摂的発展を達成するために不可欠なものである。

そこで、ILO は、インフォーマル経済からフォーマル経済への移行を目指し、第104回 ILO 総会(2015年6月)での勧告採択を目指して、勧告提案書の作成を進めている。

## 1 本勧告の目的及び適用範囲

本勧告の目的は、労働者の基本的権利を尊重し、所得の安定、生計手段の確保、起業の機会の提供を図り、インフォーマル経済からフォーマル経済への移行を推進するための指針を加盟国に提供することにある。また、ディーセント・ワークを推進すること、フォーマル経済のインフォーマル化を予防することも目的としている。

インフォーマル経済とは、公式な取決めが法令上又は事実上全く適用されないか又は不十分にしか適用されない労働者及び経済単位によるあらゆる経済活動を指し、関連条約で規定されている薬物銃器犯罪・人身売買・資金洗浄などの違法活動は含まない。

インフォーマル経済における経済単位とは以下のものを含む。雇用労働者を使用する単位、自己の計算で業務を行っている個人事業主の単位(単独で業務を行っているか無報酬の家事労働者の助力を得て行っているかは問わない。)及び協同的・社会的・団体的な経済単位。

本勧告は、インフォーマル経済における企業、起業家及び家族世帯を含む全ての労働者及び経済単位に適用される。

#### 2 指針となる基本原則

フォーマル経済への移行を推進するための一貫性があり統合的な戦略を構築する中で、加盟国は以下のことについて考慮すべきである。

一口にインフォーマル経済といっても多様な形態があり、各国・各労働者・各経済 単位によって事情も異なるため、柔軟かつ多角的・広範なアプローチを採りつつ、イ ンフォーマル経済の現場において人権を擁護し、法令上においても、実際上において も、ディーセント・ワークの実現を図る。特定の分野(強制労働、結社の自由・団体 交渉、差別、児童労働、雇用、職業訓練、賃金、安全衛生、社会保障、弱者保護など) において指針を提供する国際労働基準に留意する。両性の平等や差別の撤廃を推進し、 社会的弱者に対して特に注意を払う。フォーマル経済への移行の中で、起業や能力開 発を拡充推進する。奨励策と法令遵守を組み合わせた均衡あるアプローチを採りなが ら、課税逃れや社会・労働法規制逃れのためのフォーマル経済回避を防止する。

## 3 法的・政策的枠組み

加盟国は、あらゆる種類の労働者及び経済単位の適切な保護を図るために、法令、

規制、その他の手段を駆使する。加盟国は、フォーマル経済への移行推進を目指す 法令、規制、政策、その他の手段を計画し実施するのに役立つよう、当該国の状況 下におけるインフォーマル経済の要因・特徴・事情を適切に評価分析することが求 められる。加盟国は、ディーセント・ワークの創出や労働者の諸権利の保護など、 上記2の基本原則を実現するための統合的な政策枠組みを自国の成長戦略又は貧 困撲滅戦略の中に組み込む。

#### 4 雇用政策

加盟国は、1964年の雇用政策に関する条約(第122号)に適合する形でディーセントで、生産的で、かつ自由に選択された完全雇用の創出を自国の国家成長戦略の中心に位置付ける。加盟国は、政労使の三者協議に基づいて、包括的な雇用政策枠組みの実施を推進する。この政策枠組みは、経済社会政策、教育政策などを広く含む。

## 5 権利及び社会的保護

加盟国は、インフォーマル経済で働く人々のために、ディーセント・ワークを達成するのに必要な対策を講じ、団結権、団体交渉権、強制労働・児童労働の撤廃、差別の禁止など労働における基本原則及び権利を尊重し、推進する。フォーマル経済への移行において、インフォーマル経済で働いていた人々に、社会保障、母性保護、ディーセント・ワークとしての労働条件及び最低賃金(それが存在するところでは)を徐々に拡張する。

# 6 奨励策、法令遵守及び執行

加盟国は、フォーマル経済への移行を阻害する要因を除去し、フォーマル経済への 効果的な移行を奨励するための各種施策を講じる。加盟国は、零細企業のフォーマル 化に関して、それにかかる費用の軽減策を用意したり、人材開発や財務・社会保障上 の支援策を実施するなどの対策を講じる。加盟国は、フォーマル経済への移行を促進 するため、法令が遵守されているかを確認し、インフォーマル経済の労働条件を改善 できるように監督制度を拡充するなど実効的な法執行を図る。加盟国は効率的でアク セス可能な不服申立手続を整備する。

#### 7 結社の自由、社会対話及び労使団体の役割

加盟国は、インフォーマル経済で働く人々が、その自由意思により労働組合をはじめとする団体の結成や加入、団体交渉などの諸権利を享受できるようにする。加盟国は、社会対話を促し、政策形成に当たっては自国の代表的な労使団体と協議・協働していく。

# 8 情報収集及び確認

加盟国は、インフォーマル経済における性別、年齢、職場及びその他の社会・経済的特徴の項目別統計データを収集、分析し、普及させる。加盟国はフォーマル経済への移行に向けた進捗状況を確認する。

### 9 履行

加盟国は、自国の最も代表的な労使団体と協議の上、自国の法令及び規制、団体交渉を通じた合意、政策及び計画、政府機関及びその他の利害関係者の効果的な協働、制度の整備及び人材・資金の供給源確保、自国の法制や慣行と調和するその他の手段を用いて、又は組み合わせて、本勧告の条項を実効的なものとする。

加盟国は、自国の最も代表的な労使団体と協議の上、政策及びその他の手段の効果に関し定期的に見直しを加え、フォーマル経済への移行を円滑化するための施策を実効的なものとする。

以上